

民生・福祉行政、保育行政の子ども・子育て支援新制度について質問をします。

安倍首相は、就学前の子どもの教育・保育のあり方を大きく変える「子ども・子育て支援新制度」を来年4月に強行しようとしています。この制度は、これまでの幼稚園と保育所にくわえ、新たな「認定こども園」制度や地域型保育事業をはじめるといったものです。政府は新制度の枠組みを決め、現在の施設をむりやり押し込む政策的な誘導を始めており、全国で、「制度が複雑でよく分からない」「今と変わらず保育が利用できるのか」と、懸念や不安の声が出されています。

新制度で実施される家庭的保育や小規模保育など多種多様な施設の設置に対し、保育室の面積基準や保育士の配置、安全基準等は、保育環境や保育条件の格差が生じないように実施される必要があります。

5月30日に開催された、「第4回福山市子ども・子育て会議」ではB型・C型の小規模保育所や家庭的保育に従事する資格者は「2分の1以上の保育士」「保育士と同等以上の知識・経験を有する者」と案が示されています。

全員保育士が必要とする保育所の基準を下回り、子どもの受ける保育において格差が持ち込まれます。児童福祉法第1条第2項の「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」を守るべきです。

現在、無資格者の多い認可外保育施設での死亡事故の発生件数が多くなっています。長時間継続的に子どもの命を預かる保育現場では、専門的な知識や技能が必要であり、それが国家資格の保育士の存在意義でもあります。保育施設の種類に関係なく保育士を配置するべきですが、ご所見をお示し下さい。

新制度では、親の就労時間によって、利用時間が8時間の短時間保育か11時間の標準時間か、に認定されます。現在の保育料は、所得に応じた応能負担が原則ですが、今後は認定時間を超えた利用は自己負担となります。

国は現在の負担水準を維持すると説明をしていますが、今より負担増とならないよう措置することが必要です。

今後の保育料の軽減措置についてご所見をお示し下さい。とりわけ低所得者の負担を軽くする保育料設定を求めます。

内閣府に設置された「子ども・子育て会議」で未だ協議中のものがあり、自治体には制度の全容がしめされていないのが実態です。

国のスケジュールに従えば、福山市は今年の秋までには、新制度に関わるさまざまな基準や保育料などを条例で定め、市民や関係者に周知しなくてはなりません。

市は、保護者や保育者に混乱を招かないよう、十分な審議を行い、徹底した周知を行うべきですが、ご所見をお示し下さい。

福山市は10年間で14所の公立保育所の廃止・民営化を行っています。また「待機児童ゼロ」としていますが、実際は保育所定員の125%内で対応しています。

5月1日時点で、すでに公私立の保育所合わせて、平均充足率は103.6%です。今年度中さらに、約1200名利用増を見込んでいるとのことですが、子ども達への保育の影響をどのように考えているのか、

また、子ども達が安心安全に過ごせる保育環境づくりや、保育士の多忙化解消に向け、どのような取り組みをされるのかご所見をお示し下さい。

多くの働く親の望みは「認可保育所の拡充」です。公私立保育所の  
の新設・増設あるいは定員の拡大で保育の確保に努めるべきですが、  
お考えをお示し下さい。

保健行政について、カジノ法案とギャンブル依存症対策について質問をします。

日本共産党や社民党を除く超党派の議員は、国会にカジノ合法化法案を提出しました。この法案はカジノを合法化し、賭博場の開設を認める重大な内容です。

この法案は、いま国会に提出されている「推進法」と、その後の「実施法」の2段階に分かれています。推進法は、①国がカジノ設置区域の整備をする②推進法施行後一年以内に実施のための法整備をする③推進本部は首相を責任者とし内閣府におく、ことを決めるだけで、カジノがどこに、いくつできるのか、賭博の害悪を防ぐために、どんな方策をとるのかもすべて「実施法」段階に先送りされています。

日本は賭博を禁止していますが、特例で、競馬・競艇・競輪・オートレース・スポーツ振興くじ・宝くじの6種類の公営賭博を認めています。パチンコやスロットなどは、賭博性が強いにも関わらず「遊戯」として扱われています

賭博は国民の射幸心をあおり、働く意欲の低下、社会的モラルを乱し、経済活動や社会の規範意識を著しく低下させます。

カジノ法案は「賭博は犯罪」という、これまでの常識を真っ向から否定します。国に対し強く抗議し、法制化に反対することを求めますが、ご所見をお示し下さい。

次にギャンブル依存症対策について伺います。経済的、社会的、精神的問題が生じながら、やめられないギャンブル依存症は、大きな社会的問題になっています。

市内に住む30歳代のある男性は、二十歳からパチンコにのめり込みました。入院治療をしてもやめられず、給料を全てパチンコに費やし、借金がふくらみ、家庭崩壊寸前です。

家族の方は「パチンコなどのギャンブルは、人格を破壊し、本人も家族も不幸のどん底に突き落とす。人の不幸の上に潤う社会はおかしい」「国や行政は、パチンコや賭博の規制を積極的におこなうべき」と、訴えていました。厚生労働省の資料では、諸外国と日本とのギャンブル依存症の有病率は、アメリカやイギリスなどでは1%台ですが、日本は成人男性の9.6%、女性は1.6%にのぼります。ギャンブル依存症の患者は、全国で約560万人と推計されますが、本市の実情はどのように把握しているのか、患者の人数と、ギャンブル依存症患者への対応の具体をお示し下さい。

国の「第2回依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会」の「病的賭博者100人の臨床的実態」の報告書では、100人のギャンブル依存症患者のうち82人がパチンコやスロットが原因でした。

2010年の賭博の売り上げは、宝くじでは9200億円、中央競馬では2兆4280億円、全国のパチンコ店は、19兆3800億円であり、他の賭博と比較してもダントツの売り上げです。

パチンコ人口は1670万人、店舗数は1万2479店もあり、ギャンブル依存症患者の大多数はパチンコと言われています。

大阪府狭山市では「パチンコ遊技場等及びゲームセンターの建築の規制に関する条例」を定めています。その内容は、「青少年の健全な育成のため、パチンコやゲームセンターを、学校や公園、児童福祉施設のおおむね100m地域内には建築しない事」などとなっています。

本市としても狭山市のような条例を定め、ギャンブルにのめり込まない環境づくりが必要ではないでしょうか、市長のご所見をお示し下さい。

医療・介護総合法について質問をします。

「医療・介護総合法案」が可決されました。この法案は、負担増だけでなく、介護保険給付の対象を制限し、病院の入院ベッド削減を強制的に進めるものです。国民を公的保険による医療・介護サービスから排除することは明らかです。

要支援者の訪問・通所介護を保険給付から外し、市町村の地域支援事業に置きかえます。しかし、その際にも、「専門的サービスが必要な人は市町村が適切に判断して提供する」と、従来の介護給付も可能と国は説明してきました。しかし、その基準は①日常生活に支障をきたす認知症の人②自分で生活管理が出来ない人③退院直後で集中的な支援が必要な人、となっており、それ以外の要支援認定者はすべて地域支援事業へ移行する事になります。

要支援1・2の人の中には、がん末期、認知症やうつ病など精神疾患の人、パーキンソン氏病など難病を抱えた人など、疾病に対する専門的支援が必要な人が多く存在します。

要介護認定で要支援1・2と認定されたという事は、専門職の支援が必要であり、介護保険サービスを取り上げるのは受給権の重大な侵害で、断じて許されません。

全国では210地方議会で異議を唱える意見書が採択されました。「市町村に受け皿はなく、サービスに地域格差が生じる」「要支援者の重症化が進み、保険財政を圧迫する」などの声があふれています。本市としても国に対し、強く反対を表明することを求めますが、市長のご所見をお示し下さい。

高齢者が安心できる生活を送るためには福山市独自の制度の拡充が求められます。

例えば、東京都港区では、介護保険制度が始まって以来、区独自で介護保険の利用料減免制度が実施されています。

ここでは、住民税非課税世帯の利用料を3パーセントに独自に軽減しています。対象事業は、訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリテーション・夜間対応型訪問介護など10事業です。

利用する高齢者からは「お金の心配をせず、サービス利用が出来る」と喜ばれ、身体や精神状態の低下を防ぐのに役立っている、とのことです。

本市でも、利用者数が一番多く、在宅生活を支え重要な役割を果たしている訪問介護の利用料の減免制度の創設を求めますが、ご所見をお示し下さい。

商工行政について地域経済活性化策としての住宅リフォーム助成制度の実施についてお伺いします。

市長は、6月議会総体説明で、消費税率の引き上げや海外景気の動向などの影響から、回復基調の景気の減速に対し、楽観できない状況、との認識を示されました。

このほど、発表された統計資料「福山市の事業所」では、市内の事業所数が、大幅に減少していますが、とりわけ市内で、従業者数が最も多い、製造業と建設業でも減少傾向でした。

これらの産業は、裾野が広く、事業所が減少すると、市内経済への影響も避けられませんが、事業所減少の原因と、市内経済に及ぼす影響、をどのように分析しているのか、お示し下さい。

卸売業、製造業、建設業などが多くを占める福山市の特徴に鑑み、これらの産業が活性化する手立てをとることが大切ですが、住宅リフォーム助成制度は、地域経済活性化策として有効な施策です。

この制度は、昨年度には、全国で、5県305市262町51村、合計628自治体で実施され、経済波及効果は、4年間で、1626億円に上ります。

住宅リフォーム助成制度の実施自治体は、わが党の調査では、42中核市中、24市、57%に上っています。

例えば、松山市や高知市では消費税増税の緩和策として、新年度から実施、とのこと。

松山市では、「消費税引き上げに伴い、事業所のほとんどを占める中小企業への売り上げ減の影響が懸念され、地域経済の活性化と住宅の安全性向上、居住環境充実のため、中小企業支援策の一環」として創設しました。

さらに県内では、広島県の独自施策終了後の2014年度も、23市町中、13市町、56%が実施しています。

尾道市では「住環境整備と、地場建設業界活性化の一助とする」として、個人住宅を改修する際の工事費用の10%以内か、上限10万円を補助します。全国でも、中核市でも広島県内でも住宅リフォーム助成制度が広がる背景には、個人住宅の老朽化や、耐震改修の必要性、子育てや介護リフォームなどの需要がある他、少ない投資で多くの産業に仕事がまわり、事業効果があるからです。福山市でも、市独自の住宅リフォーム助成制度を創設し、地域経済活性化を進めることを求めます。以上についてお答えください。

企業立地促進条例について質問します。

この条例は、第 1 条に「企業が市内に事業所を設置することを促進するために、高度化を推進するとともに、雇用機会の拡大を図る」として、昭和 57 年に創設され、累計約 61 億円が交付されてきました。

この条例に基づく今年度の予算は、24 件、3 億 6 8 9 5 万 6 千円であり、そのうち、J F E スチールのような巨大企業に対しては 2 億 3 0 7 4 万 1 千円、交付額の 62% が交付されています。

今年度、この交付金による新規正社員は、何人が予定されているのか、お答えください。

市内には、21,666 事業所が活動を行っていますが、そのうち、従業員が 9 人以下の割合は、16,949 社、78.2% あり、このような事業所へこそ、手厚い支援が必要です。

わが党の調査では、同条例に基づく市内企業への新規雇用人数は、2009 年度には、1 企業、13 人、そして、2012 年度に 1 企業で、13 人が雇用されていますが、それ以外の年度には、新規雇用はありません。条例の目的である「雇用機会の拡大」が図られておらず、事業効果に疑問を感じざるを得ません。

公金投入による、行政効果が明確でなければなりません。当事業における、市内経済への経済波及効果を、どのように評価しているのか、具体的にお示し下さい。

また、同交付金の交付企業に対し、原材料、部品等を納入する市内の関連企業への影響について、経済波及効果の把握をどのように行っているのか、状況をお示し下さい。

少なくとも交付事業者に対しては、事業効果の検証のための調査を行うべきではないでしょうか。

他市では、「交付事業所へのアンケート調査」を行っています。実態について詳細に把握することを求めます。

また、同条例は、特定企業に補助するのではなく、市内の大多数の小規模企業へ、広く活用されるよう、運用を見直すことを求めます。

以上について、お答えください。

**教育行政について教育委員会制度改革についてお伺いします。**

教育への政治介入に道をひらく教育委員会改悪法案が13日、参院本会議で採決され、自民、公明などの賛成で可決・成立しました。

同法案は、首長が教育政策の方針「大綱」を策定することや、教育委員会から教育長の指揮・監督権限を奪い、首長が直接任命する教育長を教育委員会のトップにすえることが柱です。

この法案は、教育委員会を首長の支配の下におこうとするもので、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接、教育長を任命するというものです。

このことにより、教育委員会から、教育長の任命権も、教育長を指揮・監督する権限も奪われてしまいます。

さらに法案は、首長が招集権限をもち、首長と教育委員会で組織される総合教育会議を設置し、首長が教育の振興に関する大綱を策定するとしています。

大綱は「国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して定める」としますが、国の方針通りに策定すると、「愛国心教育を推進する」など、教育の内容に踏み込んで首長が策定することも可能となるなど、教育の政治的中立性を脅かすこととなります。

わが党の田村智子参院議員の追及に「教育委員会が同意していない事項が記載されることもあり得る」と答弁しましたが、教育現場は大混乱することが懸念されます。

教育委員会を首長の命令系統の下におけば、不当な政治介入を止めることができなくなり、政治介入が助長されます。

日本共産党は、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害する同法案は、断じて容認できません。

3月議会では、「教育行政の執行は、中立性、安定性、継続性の確保が…必要であり、…教育委員会制度のあり方については、責任体制を明確にし、深刻な事案等に迅速に対応していくことが重要」との答弁でした。この認識は、しごくまっとうであり、少なくとも、現行制度の存続が必要ではないでしょうか。昨年8月、中央教育審議会に報告された、全国の計1120市町村の首長と教育長を対象にした、教育委員会のあり方に関するアンケート調査に、福山市教育委員会も回答を寄せた、とのことですが、その結果、85%の教育長が「現行の教育委員会制度を廃止」する方向に「反対」と答えたと、報じられました。市教委は、このアンケートにはどのように回答したのか、お答えください。

現行教育制度を大幅に解体することは、容認すべきではありません。この改革案に対し、廃案を求めることを要望します。

以上についてご所見をお示し下さい。

次に、教育条件の整備について中学校完全給食の実施についてお伺いします。

6月12日に、市内の「中学校給食を実現する会」のメンバーらが、市長に対し、「中学校完全給食の実現を求める」要望署名6,695筆分を提出しました。昨年9月5日に提出された第1次分の6229筆と合わせると、1万2924筆となります。

この会のメンバーは、第3次分の提出も計画しているとのことです。

会のメンバーは、この活動を通じ、様々な声を聞いておられます。

ある母親は、「食育が注目される今、中学生にこそ温かい給食を提供するのが、大人の責任です」と、話していました。

「市内でも中学校給食がある地域とない地域があるのはおかしい」という声も聞かれました。実施を求める、1万2,924人分の要望についての受け止めをお答え下さい。3月議会本会議の答弁では、「学校教育環境検討委員会での議論を注視する」とのことでした。

答申は、10月に提出される予定ですが、市民の願いに応えるのなら、一刻も早く実施の決断をするべきではないでしょうか。ご所見をお示し下さい。以上について、お答え下さい。

次に、教室へのクーラーの設置について質問します。

文部科学省は5月23日に、公立学校施設のクーラーの設置状況調査の結果を公表しました。

これによると、公立小・中学校の普通・特別教室のクーラーを設置している割合は、29.9%で、前回調査比で、11.0ポイント増でした。

都道府県別の小・中学校の設置状況は、「東京都」の設置率が最も高く81.3%ですが、広島県は、19.7%で、全国29位となっています。また、公立幼稚園の設置率は、32.8%で28位、高等学校は、46.1%で、19位となっていました。

さらに、県内の状況は、大崎上島町が、小・中学校の普通教室の設置率は100%、大竹市では、小学校では96.1%、中学校は96.8%です。

福山市は、小学校の普通教室は、3.5%、中学校は3.7%であり、県内平均よりもさらに立ち遅れています。

100%設置の大崎上島町では、「地域の宝である子ども達に、豊かな教育環境を」との理念で、校舎の耐震化と、防水工事や内装改修などの、リフォーム工事と同時にクーラーを設置したそうです。

そのため、「子ども達が授業に集中できる」「夏は教室が快適」と、喜びの声が寄せられている、とのこと。

今年、5月27日に、県内初の真夏日が記録されましたが、最近の夏は、猛暑日が長く、9月に入っても異常な暑さが続くのが傾向です。福山市内のある中学校は、生徒指導規程に「うちわは学校に持って来てはいけない」などと過酷なルールを決めていますが、学校現場では、「暑くて授業に集中できない」との声が出されており、クーラーのない教室は、子どもにも、教員にも、厳しい環境です。

いまや、公共施設でクーラーがないのは、学校だけ、と言われる状況です。

そこで質問します。福山市内の公立学校のクーラーについて、幼稚園、小・中学校、特別支援学級、高等学校における、それぞれの設置状況、保健室、校長室、職員室ほか特別教室と普通教室の区分けで、それぞれの設置状況をお答えください。さらに、クーラーを設置する際の基準等があれば、詳細をお答え下さい。

また、全教室へのクーラーの設置は緊急課題ですが、いまだ設置に踏み出さない理由についてお答えください。

昨年の本会議の答弁では、これまでの学校での暑さ対策は、温度計の設置、暑さ指数の黒板表示、水分補給や激しい運動を避けるなどの指導のほか、扇風機、グリーンカーテンなどの利用、とのことでした。しかし、この対策だけで授業に集中できる環境となるのか、大いに疑問です。

これまでの課題と、今年度の暑さ対策の方針をお示し下さい。

また、福山市の全小・中学校でクーラーを設置した場合の、必要経費をお示し下さい。

そして、全学校に、クーラーを設置することを求めます。

以上についてお答えください。

放課後児童クラブの運営についてお伺いします。

5月30日の文教経済委員会に、2014年5月1日現在の、「放課後児童クラブの利用児童数の調べ」が提出されました。

これによると、全市で4,255人がクラブを利用しており、全小学校児童数25,404人の16%の割合です。

そのうち、適正人数とされる40人を超える、41人以上のクラブは、100教室中54教室あり、全体の54%です。さらに、分離・分割が必要な71人以上のクラブは、6教室に上っていました。

放課後児童クラブを利用する子ども達に、安全な生活環境を提供するためにも、このような大規模クラブは、早急に改善しなければなりません。

国は、4月30日に、放課後児童クラブの設備と運営に関する基準を省令として公布しました。これによると、指導員の有資格者は、一施設に「1人以上」となっていることや、集団規模は「おおむね40人以下」となっていること、専用的に使う施設の広さが子ども「1人当たり1.65㎡以上」となっているなど、不十分ながら、基準をつくることとしています。

豊かな放課後の生活の場を保障するためには、集団規模は、少なくとも、「40 人以下を厳守」することや、面積基準も、最低、「1 人当たり 3.3 m<sup>2</sup>以上」とし、指導員は、正規職員で 3 人体制、とすべきであります。国が示した基準は、子ども達が放課後を過ごす上で、あくまで必要最低限の基準です。省令にも「最低基準を超えて、設備・運営を向上させなければならない」と記されている通り、今年度中に本市が策定することになる条例は、国の最低基準を上回ることが求められます。そこでお伺いします。 今後策定される、市の放課後児童クラブの基準の、基本的考え方をお示し下さい。また、国基準に当てはめると、54 教室が分離・増設の対象となります。また、71 人以上の 6 教室も対象です。少なくとも、これらの教室は早急に分離・増設し、指導員の拡充が必要ですが、そのための取り組みの現状と、今後の計画をお示し下さい。また、放課後児童クラブの指導員は、非正規職員が多く、処遇改善が求められます。指導員は正規雇用として、雇用の継続性を確保することを求めます。さらに、規模を「40 人以下を厳守」し、面積は、最低、「1 人当たり 3.3 m<sup>2</sup>以上」とすること、指導員は、正規職員で 3 人体制とすることを求めます。以上についてお示し下さい。

## 次に、定数内臨時教員の現状と改善について質問します

5月30日に開かれた文教経済委員会の答弁で、今年度の福山市内の臨時教員数は、通常学級では、小学校は133人で、教員定数の11%、中学校では63人で10%、とのことでした。

また、特別支援学級の場合は、小学校では60人で、定数の31%を占め、中学校では12人で、定数の21%を占めており、小・中学校ともに、臨時教員が高い割合で推移していました。

そもそも、教職員定数は法律で定められており、正規教員の配置が基本です。

非正規教員であっても、学校内での仕事は、正規教員と同じです。学級担任や、クラブ活動の指導、保護者の対応など、様々な問題に対応するにも関わらず、不安定な雇用条件に置かれたまま、多くの責任を負わされるばかりでなく、短い任期のために、正規教員と比べて入れ替わりが激しく、子ども達にとって大きな不安です。

広島県教育委員会は、「定数内臨時的任用者の減少を図る観点から、新規採用教員数を計画的に増やしている」と説明していますが、抜本解決には程遠い状態です。

この現状について、原因をどのように分析しているのでしょうか。

また、その解決のための教育委員会としての取り組み、定数内臨時教員が多いことによる課題についてお答え下さい。

さらに、特別支援学級では、通常学級の2～3倍の非正規率となっています。

このことは、教育の継続性、安定性が確保できず、子どもにとって深刻な影響を及ぼします。

ある特別支援学級に子どもを通わせる保護者は「自閉症傾向にあるお子さんは、先生に心を許せるようになるまでに時間がかかるため、1年で担任の先生が代わると、その後の関係が築きにくくなる」「先生が1年ごとに代わると子どもが不安になるため、せめて数年間は、同じ学校にいてほしい」と話していました。

特別支援学級での、臨時教員の現状の課題、と、今年度の正規教員を増やすための取り組みをお示し下さい。さらに、特別支援学級での、正規教員の増員を求めます。

臨時教員の代替教員の確保についても、多くの課題があります。

教員が病気休暇や、介護休暇、産休等に入っても、直ちに代替りの教員が見つからず、「教育に穴が空く」事態が発生し、深刻な問題となっています。

わが党の調査では、新学期以降、市内のいくつかの小・中学校で、出産や病気、介護休暇などで休職した教員の代替りとなる代替教員が見つからず、「担任不在」で、教頭などが授業を分担しているケースが見られます。このような状態が起こると、現場は混乱し、落ち着いた教育環境ができません。

そこで伺います。

市内の学校で、1日でも代替教員が配置されず、「教育に穴が開く」とも言える件数は、小・中学校でそれぞれ、何件あるのか、現状と、それぞれの学校の、不補充の日数をお答え下さい。

さらに、この問題は、広島県教育委員会が、正規教員の採用を抑制するという、定数政策が原因ですが、市教委として、この状態に対する認識と、改善方向をお示し下さい。

休暇申請があってから、教員を探すのでは、代替教員の確保が容易でないことは明らかです。

定数外で教員を確保するなど抜本的対策を、市独自で構築することが必要だと考えますが、お考えをお答え下さい。

また、教職員が、病休とならないために、多忙化を抜本的に解消し、元気に子どもに向き合える現場をつくることが大切です。

多忙化を解消する取り組みとして、各学校では、校長が、入校・退校時刻の把握をしています。超過勤務等の管理は各学校の校長任せとなっています。

広島市教育委員会では、各学校の入校・退校記録を、教育委員会が定期的に直接把握し、恒常的に長時間勤務となっている教員がいる学校は、直接指導をするそうです。

福山市でも、各学校の入校・退校時刻を市教育委員会が直接把握し、超過勤務を厳密に指導することが必要だと考えますが、お答え下さい。

以上についてお答えください。